

3

景観形成重点地区の検討(芦川地区)

芦川地区（上芦川～鶯宿）については、兜造りの古民家群の保存に向けた取り組みをはじめ、地区独自の景観条例の制定、グリーンツーリズムによる地域活性化の取り組みなど、既に、地域振興と合わせた景観形成に関する取り組みが行われています。また、芦川地区景観条例の制定に際しては、勉強会の実施や地域審議会での答申、提言がなされるなど、地区住民とも景観形成に関する検討を重ねてきた経緯があります。このような点で、景観形成推進ゾーンの中で最も「景観形成重点地区」の指定基準に適合していることから、第一番目の「景観形成重点地区」として指定し、重点的な景観形成を図っていくことが望まれます。

今後、「景観形成重点地区」の指定にあたっては、そこに住む地域住民とともに重点地区に関する景観まちづくり計画を検討していく必要がありますが、ここではそのための手がかりとなる景観形成の方向性について検討します。

(1) 芦川地区の現状と課題

① 芦川地区の概況

■ 芦川地区の位置

芦川地区は、笛吹市の南部、石和地区の中心市街地より南方約15kmに位置し、周囲を御坂山系の主脈と支脈に囲まれた山間の農山村地域です。このため、地形的には他地区との隔離性が高く、主要地方道笛吹市川三郷線と県道富士河口湖芦川線（若彦路・若彦トンネル）が、それぞれ八代地区や富士河口湖町大石地区と連絡しています。

■ 自然環境

芦川地区は、御坂山地の山々に囲まれた山峡地域にあり、谷間に流れる芦川に沿って、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の4つの集落が形成されています。4つの集落は約5kmの間に1kmほどの間隔で立地しており、上流の上芦川と下流の鶯宿の標高差は約350mほどあります。

また、ニホンスズランの群生地をはじめ、渓流・渓谷等の豊かな自然環境に恵まれ、キャンプやハイキング等の自然レクリエーションの場として親しまれています。

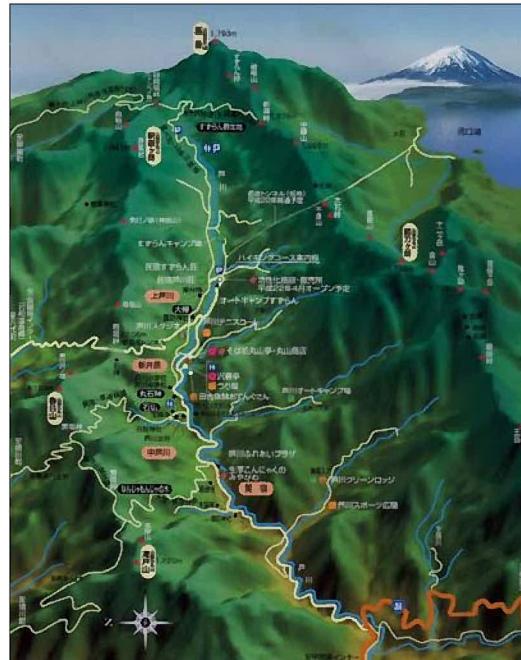
■ 歴史

古代より人々が生活していた芦川地区の歴史は古く、縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、兜造りの古民家群や傾斜地を有効利用するために築かれた石垣、古道（若彦路、中道往還を結ぶ東西往還）、社寺や伝承・信仰にまつわる石造物（馬頭観音、道祖神、地蔵尊など）、農耕習俗を物語る歴史文化など、郷土の原風景が色濃く残されている地域です。

■ 道路交通アクセス

主な幹線道路としては、甲府盆地と国道358号（甲府精進湖線）を経て市川三郷町方面を結ぶ主要地方道笛吹市川三郷線と、富士河口湖町方面を結ぶ県道富士河口湖芦川線（若彦路・若彦トンネル）が通っています。平成22年3月の若彦トンネルの開通に伴い、新たな地域振興が期待されていますが、一方で景観的な混乱や悪影響等も懸念されます。

■ 芦川地区の鳥瞰イメージ図



■ 人口・世帯数

芦川地区の人口・世帯数は、平成25年1月現在で、444人、215世帯で、昭和52年(1,110人、306世帯)と比較すると36年間で人口は半数以上となる666人、世帯数は91世帯の減少となっています。また、住民の高齢化も進んでおり、過疎と高齢化は地区の大きな課題のひとつとなっています。

■ 地域産業（農業）

農業が基幹産業であり、かつてはアワ、ヒエ、ムギ、トウモロコシ、サツマイモ、コンニャク等の栽培や炭焼き、明治から昭和にかけては養蚕業で栄えた時期もありますが、現在は高冷地野菜栽培（ホウレンソウ、ニンジン、トマト等）が中心で、これらの多くが特産品となっています。



・野菜畑

■ まちづくりの動向

芦川地区の景観まちづくりに関する主な取り組みとして、次のようなものが挙げられます。

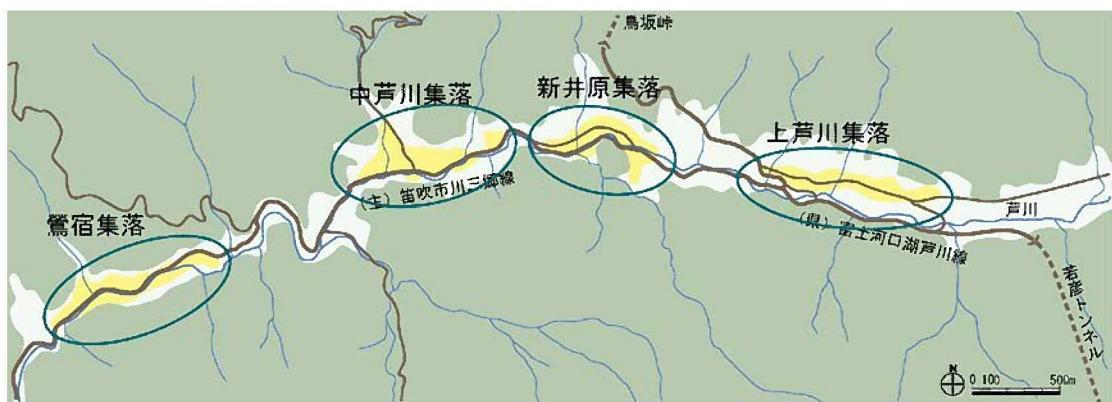
■ 景観まちづくりの主な取り組み

- 笛吹市芦川町伝統的建造物群保存対策調査（平成19年～21年、笛吹市芦川地区伝統的建造物群保存対策調査委員会）
- 笛吹市芦川地区景観条例の制定（平成22年3月）
- 「てんころりん村」のグリーンツーリズム活動
(農業や生態観察など田舎体験を通じた都会暮らしの人々との交流活動)
- 茅葺き民家の有効活用事業
(農啓庵と名付けられた農家体験施設～NPO法人山梨家並保存会)
- 芦川農産物直売所おごっそう家の建設・運営（平成22年4月開業）

■ 集落地の概況

芦川地区は、下図に示す上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の4つの集落で構成されており、各集落の概況および特色は、次ページ以降に示すとおりです。

■ 集落地の位置



■4つの集落地の概況

■ 上芦川集落

芦川の最も上流に位置する集落で、江戸時代に若彦路の口留番所（関所）が設けられていたことから、番屋を中心に発達した集落ともいえます。

集落は芦川北側の河岸段丘上の東西往還に沿って形成されており、確認された兜造りの古民家は37棟あります。また、後背の斜面地には石垣によって造成された段々畑が広がっています。本集落は水路網が発達しているのが特色で、各所に水路、水くみ場（溜桶）跡がみられます。また、集落内には、旧上芦川村の氏神である諏訪神社や恵林寺、馬頭観音などの石造物も多く分布しています。

集落内には、古民家を改修した生活体験施設「農啓庵」や農産物直売所「おごっそう家」が、また、集落東方にはニホンスズランの群生地をはじめ、キャンプ場、民宿等が立地しており、若彦トンネルの開通に伴って、上芦川は、芦川の玄関口としての発展が期待されています。



・段丘に築かれた石垣と集落地



・東西往還（上の道）



・諏訪神社



・段丘上の農地



・農啓庵

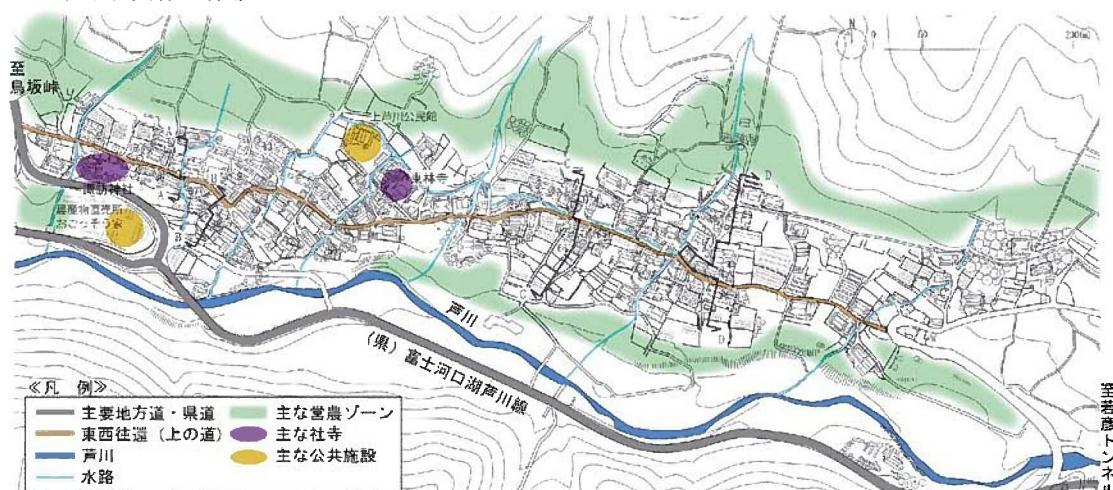


・発達している水路網



・おごっそう家

■上芦川集落の概況



(集落地の基図は、「伝統的建造物群保存対策調査報告書」より引用)

■新井原集落

もともと旧上芦川村の枝村で、集落は、芦川北側の河岸段丘上の東西往還沿いと芦川南側の一部に形成され、後背の斜面地には石垣の段々畠が広がっています。

また、確認された兜造りの古民家は15棟あります。

枝村であったことから大きな社寺はありませんが、宝珠寺御堂（阿弥陀堂）や養蚕業の発達を物語る蚕影（こかげ）神社（天狗山）、道祖神などの石造物が分布しています。

また、本集落は数多くの石垣が分布しているのが特色で、明治の石垣名人が積んだ石垣が数多くみられます。

芦川の対岸、天狗山の下には手打ちそば体験施設「おてんぐさん」などの観光交流施設が立地しています。



・急斜面に築かれた段状の石垣



・道祖神



・蚕影神社



・おてんぐさん



・2段状の石垣

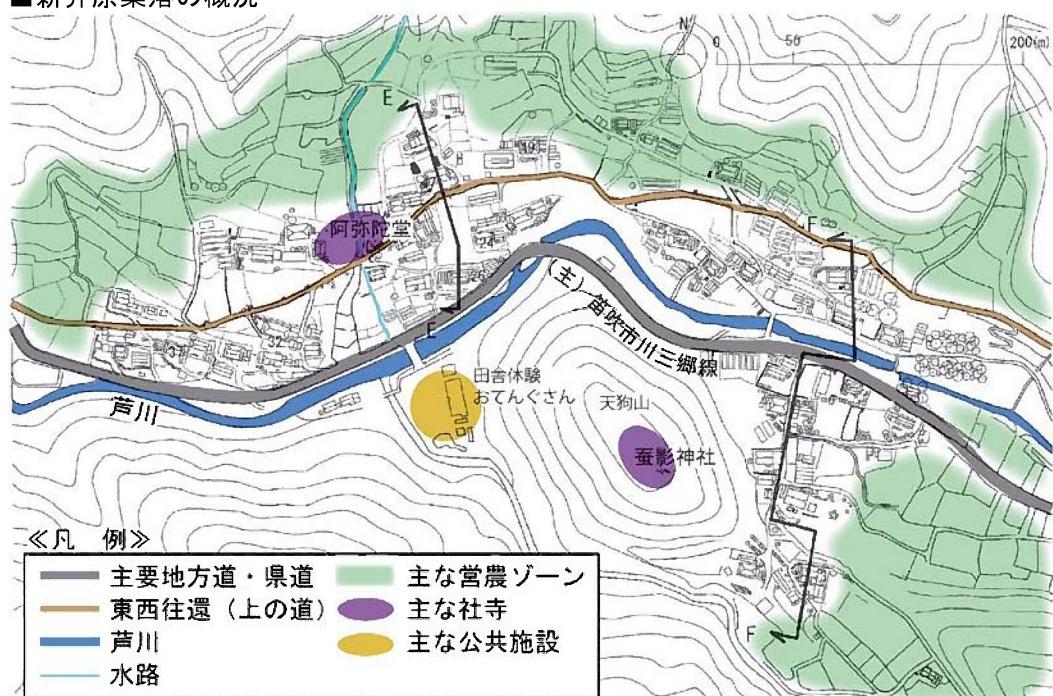


・農地の石垣



・民家の入口部

■新井原集落の概況



(集落地の基図は、「伝統的建造物群保存対策調査報告書」より引用)

■ 中芦川集落

中芦川集落は、かつて旧芦川村役場が置かれていた中心集落で、4つの集落の中では最も規模が大きく、芦川支所や芦川小学校など、芦川地区の中心的な公共施設が立地しています。

集落は、芦川の北側の河岸段丘の高台に東西往還に沿って形成されており、確認された兜造りの古民家は44棟あります。

沢から引き込まれた水路が集落内を流れ、共同の水飲み場が設けられています。

本集落は、東西往還と黒坂峠に至る南北往還の分岐点でもあり、中芦川の氏神である白髭神社や宝珠寺、東光寺、地蔵尊などの石造物など、往時をしのぶ多くの歴史資源が分布しています。



・中芦川の集落



・集落内の枝道



・白髭神社



・芦川小学校



・東西往還（上の道）

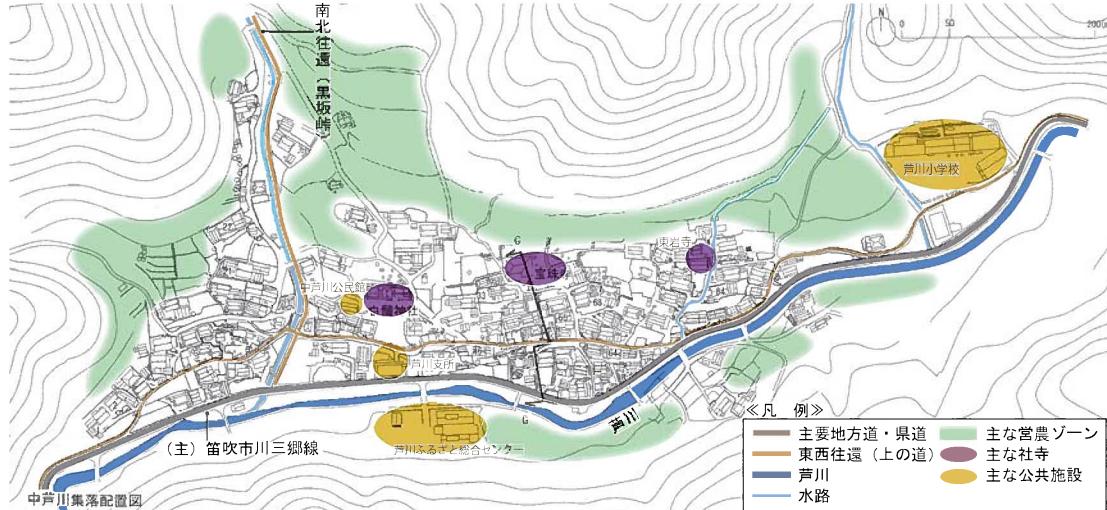


・宝珠寺



・芦川支所と中芦川集落

■ 中芦川集落の概況



(集落地の基図は、「伝統的建造物群保存対策調査報告書」より引用)

■ 鶯宿集落

鶯宿は、かつて中道往還に近いことから、商人の宿場町として栄えた歴史があります。

他の3つの集落が芦川北側の河岸段丘の高台に形成されているのと異なり、芦川両側の比較的平坦な土地に集落が形成されているのが大きな特色です。

確認された兜造りの古民家は、約60棟と4つの集落では最も多く、芦川地区では最大規模の古民家群を誇り、特徴的な景観を形成しております。また、湧水が多いことも特色のひとつです。

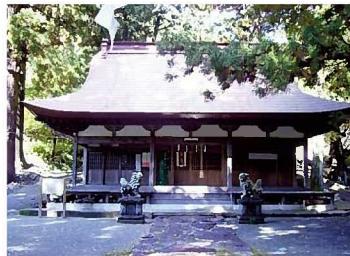
鶯宿の氏神である諏訪神社をはじめ、本国寺、東照権現堂、長徳寺など社寺が多く、馬頭観音、地蔵尊などの石造物も多くみられます。



・鶯宿の集落



・谷筋の低地部に形成された集落



・諏訪神社



・長徳寺



・兜造り民家群

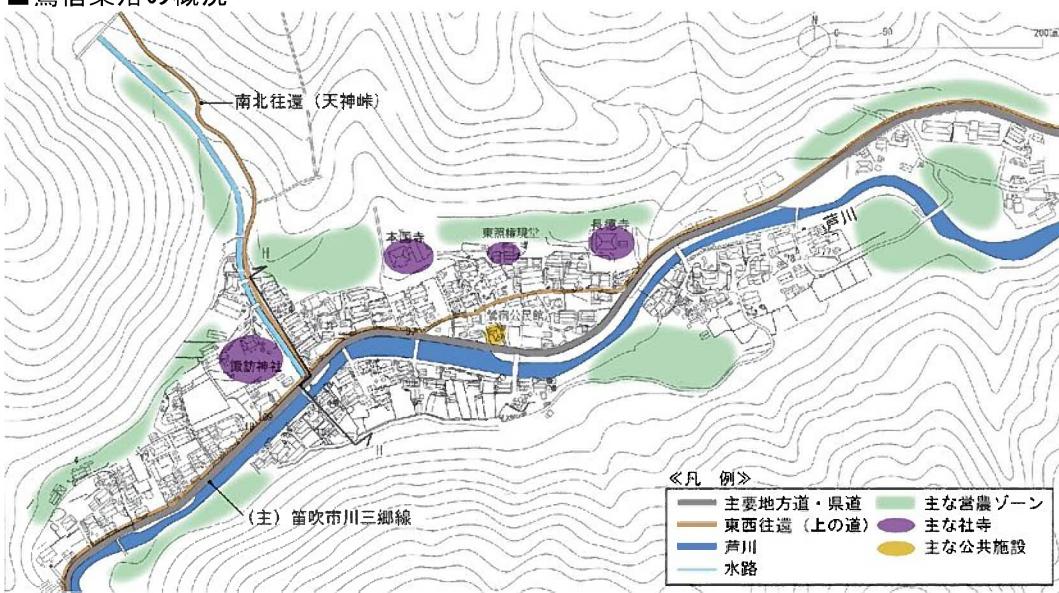


・石垣で造成された本国寺



・芦川と民家群

■ 鶯宿集落の概況



(集落地の基図は、「伝統的建造物群保存対策調査報告書」より引用)

② 芦川地区の景観の特色

芦川地区は、御坂山地に抱かれた芦川渓谷沿いの豊かな自然環境の中で、兜造りの民家群と山地の斜面地に築造された石垣の伝統的建造物を中心に、古道（若彦路、東西往還～旧市川道）沿いに形成された集落地と後背の農地や里山が一体となって、独特の山里景観を形づくっています。

芦川地区の独特的景観を形づくる主な構成要素としては次のようなものが挙げられます。

■主な景観構成要素

区分	構成要素	主な景観資源
歴史文化的景観	古民家の景	・兜造り民家群（156棟）
	石垣の景	・山間の斜面地に築かれた石垣 ・石垣で築かれた倉庫など
	古道の景	・若彦路（上芦川） ・中道往還へとつながる東西往還（上の道） ・峠を結ぶ南北往還（中芦川、鶯宿）
	社寺の景	・上芦川の諏訪神社、新井原の蚕影神社、中芦川の白髭神社、鶯宿の諏訪神社など
	石造物の景	・伝承や信仰にまつわる石造物（馬頭観音、道祖神、地蔵尊など）
	古木の景	・諏訪神社の大ケヤキ なんじやもんじやの木
自然景観	遺跡	・上芦川の諏訪遺跡、新井原の猪之原遺跡、中芦川の堂所遺跡、鶯宿の釜戸遺跡など
	山なみの景	・谷間沿いに眺める黒岳などの山なみ
	渓谷・沢の景	・芦川渓谷、沢妻川、中芦川入沢、鶯宿入沢など
	動植物の景	・ニホンスズランの群生地、オオムラサキなど
施設景観	眺望場所	・鶯宿諏訪神社周辺、各集落の高台 ・新道峠など優れた眺望場所
	道路	・主要地方道笛吹市川三郷線、県道富士河口湖芦川線 ・主な林道
	公共施設	・芦川支所、芦川小学校、観光交流施設など
暮らしの景観	構造物	・若彦トンネル、芦川に架かる橋、堰堤、擁壁など
	家並みの景	・東西往還沿い（石垣によるひな壇状の家なみ） ・川辺（平面的な広がりを持つ家なみ） ・高台（農地の中に点在する家なみ） ・兜造りの古民家群が連続する家並み（鶯宿など） ・土蔵が連続する蔵なみ（中芦川など） ・前庭、花植え、生け垣、屋敷林
	水の景	・集落内に整備された水路網（上芦川など） ・共同の水場（上芦川など） ・湧水（鶯宿など）
	農と里山の景	・石垣で造成された段々畑、高台や川辺の農地 ・集落地後背に広がる里山 ・炭焼き小屋
	祭りの景	・各集落の道祖神祭り ・新井原の蚕影神社の春祭り、上芦川諏訪神社の春・秋祭り、七面大明神の秋祭り、新井原秋葉神社の秋祭り、中芦川の百番觀音、白髭神社の秋祭り、鶯宿稻荷神社の祭り、鶯宿諏訪神社の春・秋祭りなど ・芦川すずらんの里祭り

③ 景観形成に向けた課題

■ 伝統的建造物群（特に古民家と石垣）の保存が必要です。

平成19年度に「笛吹市芦川町伝統的建造物群保存対策調査」を行った大学調査チームによると、芦川地区には156棟の兜造古民家が現存しており、全家屋358棟のうち、約43%が兜造りの古民家となっています。

また、芦川の河岸段丘上をはじめとする斜面地には、大規模な石垣（石垣遺構）が築かれ、兜造りの古民家と一体となって先人の営みを伝える特徴的な歴史文化的景観を形成しています。この古民家群や石垣が醸し出す里山の景観は、本市の貴重な景観資産といえます。

これだけの古民家や石垣が残った理由は、山間に位置し、開発が進まなかつたことに加えて、地元住民が協力して家や石垣を修復する習慣（共助）が続いていたことが挙げられています。

しかしながら、現在は、高齢化や人口流出に伴い、空き家も増加しており、芦川地区の古民家156棟中、86棟が空き家となっています。ちなみに、古民家数が60軒と一番多い鶯宿集落では、半数以上の31棟が空き家となっています。

高齢化、人口流出など、集落を取り巻く環境は厳しく、集落の共助システムの弱体化に伴い、こうした伝統的建造物を維持していくことが年々困難となっており、廃屋化が進むことが懸念されています。

この貴重な歴史的文化遺産をどのように維持・保存していくかは、芦川地区の最も大きな課題といえます。

■ 自然と歴史的環境が一体となった良好な風景づくりが必要です。

芦川地区独特の山里の景観は、先人の永い歴史と営みの中で育まれてきたものであり、伝統的建造物だけではなく、芦川渓谷の豊かな自然環境、石垣、社寺、古道、石造物などの歴史資源、集落の家なみや農地、里山などが一体となって形成されています。

地域の景観の魅力を再認識し、こうした景観資源のひとつひとつを大切に守っていく努力が必要です。

また、芦川地区の個性ある山里景観を維持・保全し、より質の高いものとするため、自然と歴史環境、伝統的な家並みなどに配慮した建築物等の誘導、自然環境や景観に配慮した公共施設の整備が必要です。

特に、石垣の改築、道路の擁壁や法面の設置、河川の護岸、治山治水施設等の土木構造物は、景観に大きな影響を及ぼすため、谷あいの地形に即した集落や道の立地、ヒューマンスケールの構造物など、芦川地区の景観的な秩序を乱さないよう、特段の配慮が必要です。

そのほか、魅力的な景観資源が数多く分布しているなかで、場所がわかりにくく、それらを線（ルート）として結ぶ仕掛けが乏しいため、ガイドマップの作成や案内板、サイン、散策路づくりなど、訪れる人を迎える環境づくりも必要です。

■ 住民が住み続けられる暮らしの再生により、地域の活力を高めることが必要です。

芦川地区を取り巻く環境は厳しく、人口の減少、高齢化の進行、人口流出に伴う空き家や遊休農地の増加などにより、伝統的な集落景観の維持・継続が懸念されています。

ちなみに、平成25年1月現在の65歳以上の人口は250人、高齢化率56.3%と非常に高い水準で、70歳代100人、80歳代102人と、この世代が農業（高冷地野菜栽培）や集落コミュニティの中心となっているのが現状です。

一方近年では、「てんこりりん村」のグリーンツーリズム活動をはじめ、農産物直売所などの観光交流施設の建設・運営、古民家の有効活用事業（農家体験）など、地域の活性化に向けた様々な取り組みが行われています。また、若彦トンネルの開通に伴い、新たな地域振興が期待されています。

景観を守り、創り、育てていくためには、これを担う人が不可欠であり、地域振興なくして景観形成はありません。芦川地区の優れた景観を維持保全し、より魅力あるものにするためにも、優れた地域資源を有効に活用し、住民が住み続けられる暮らしの再生（地域産業、住環境など）を図ることにより、地域全体の活力を高めることが必要です。

(2) 芦川地区の景観形成の方向

1) 景観形成の目標について

美しい自然と歴史、生活文化の未来への継承と元気な里づくり

芦川渓谷の美しい自然と風土、兜造りの古民家群や石垣（石垣遺構）など、先人の永い営みによって育まれてきた山里の歴史文化的景観を守り、次代に継承するとともに、いつまでも住み続けられる元気な里づくりを目指します。

芦川地区は、芦川渓谷と山なみを背景とする豊かな自然環境の中に、兜造りの民家群の家並みと山間の斜面地に築造された石垣の伝統的建造物を中心に、古道（若彦路、東西往還～旧市川道）沿いに形成された集落地と後背の農地や里山が一体となって、芦川独特の山里の景観を形づくっています。

首都圏周辺でこれほど多くの古民家が残っている地域ではなく、世界遺産に登録された白川郷五箇山の合掌造り集落より多いとされています。芦川地区の古民家と自然が醸し出す山里の景観は、日本の原風景を色濃く残す価値の高い景観資産といえます。

こうした価値の高い伝統的な建造物と永い歴史と人々の営みによって育まれてきた芦川地区の歴史文化的景観を守り、いつまでも住み続けられる元気な里づくりを目指します。

2) 景観構造と景観形成の考え方

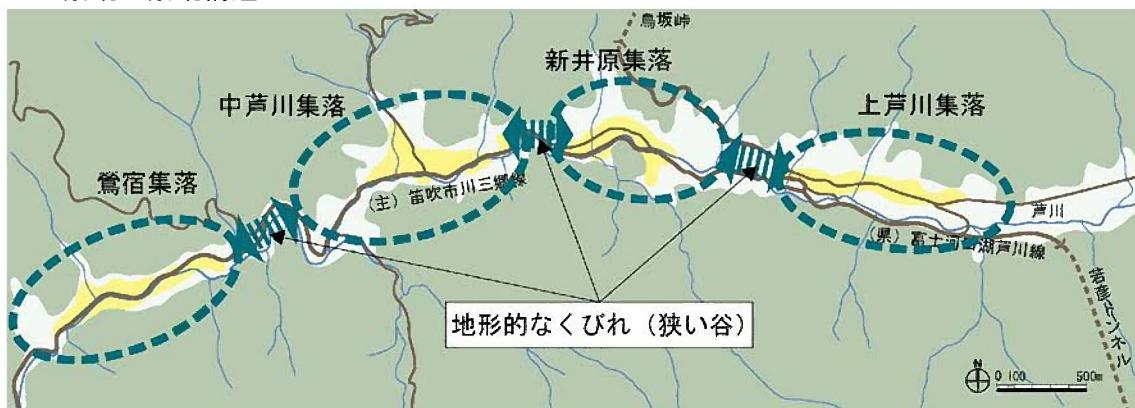
芦川地区の景観構造は、芦川に沿った谷の地形構造が基調となっています。

すなわち、全体的には細長い芦川の谷地形ですが、両側に山がせまる地形的なくびれ（狭い谷）によって、4つの山間集落ゾーンに分節化されています。県道を移動しながら眺めた場合（シークエンス景観）、これらの集落の景観が次々と場面展開していく点に大きな特色があります。

このため、芦川地区主要部の景観構造は4つの集落ゾーンとこれをつなぐ地形的なくびれ（狭い谷）により形成されており、細長く冗長になりがちな山間の谷景観が分節化されていて、適度なまとまりとメリハリをもつ景観構造となっています。

以上の点を踏まえ、景観形成にあたっては、前述した4つの集落ゾーンごとの景観特性を活かした景観形成を図るとともに、これらをつなぐ地形的なくびれ部分についても、それぞれの集落景観をつなぐ大切な空間であることを認識し、自然景観の保全と施設整備に際しては十分な景観検討と配慮を行います。

■谷景観の景観構造



3) 景観形成重点地区的区域設定の考え方

芦川地区主要部の景観は、前項で述べたとおり4つの集落ゾーンとこれらを分節化しながらつないでいる地形的くびれ部分の連鎖によって形成されており、これらが一体となって形成されている点に特色があることから、「景観形成重点地区」の区域については、次図に示す4つの集落（上芦川、新井原、中芦川、鶯宿）を中心に、これらをつなぐ地形的くびれの部分、周辺の農地・里山等を含む範囲とします。

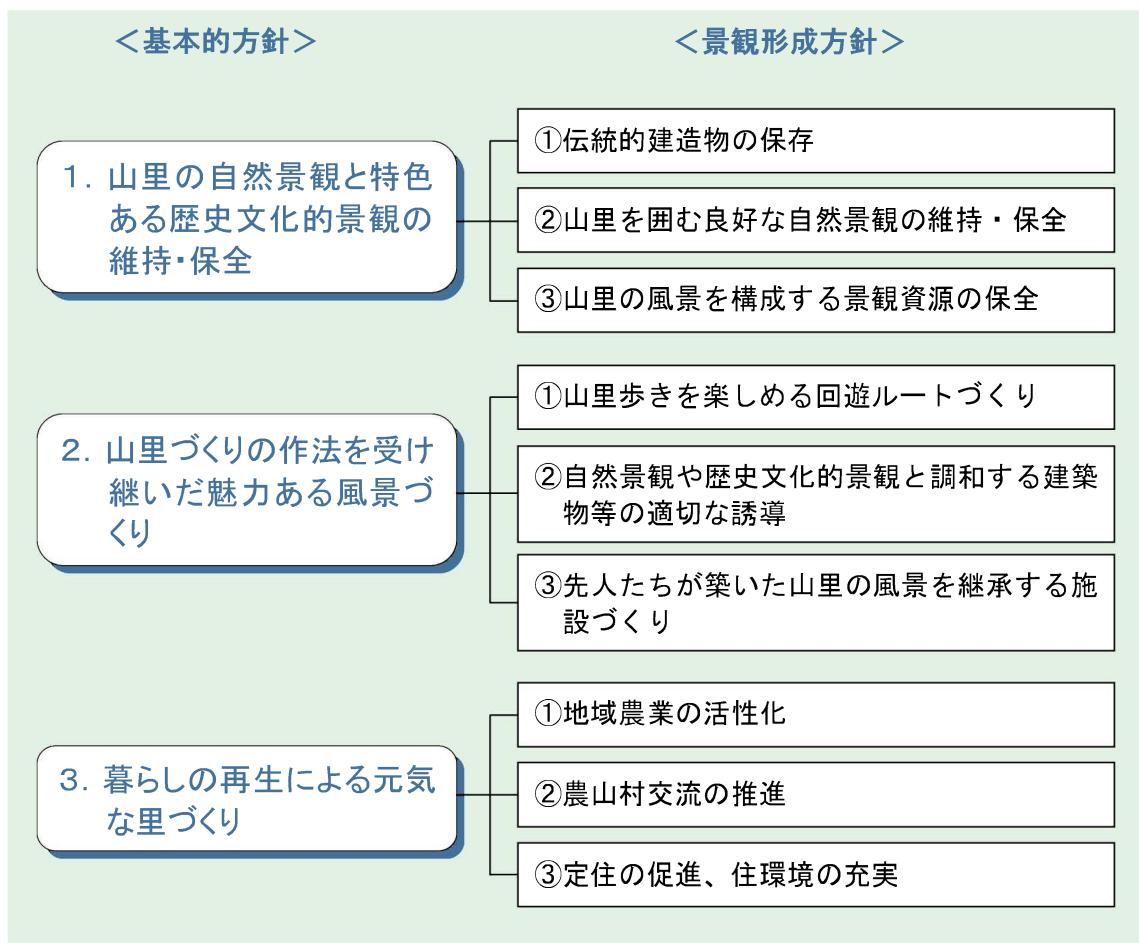
■想定される重点地区的範囲



4) 景観形成方針(案)

景観形成の目標や景観構造を踏まえ、今後の「芦川地区景観形成重点地区」における景観形成は、次のような方針に基づいて推進を図ります。

■景観形成方針の体系(案)



基本の方針1 山里の自然景観と特色ある歴史文化的景観の維持・保全

① 伝統的建造物の保存

芦川地区の重要な伝統的建造物である兜造り民家群の家なみと段状に造成された石垣(石垣遺構)については、後述するように適切な保存措置を講じ、保存に向けた取り組みを進めます。



・兜造り民家群の家なみ



・兜造り民家と外構の石垣



・段状の石垣

② 山里を囲む良好な自然景観の維持・保全

集落地周辺を囲む森林や谷筋からの山なみについては、森林の適正管理、土砂採取地や樹木の伐採などの規制を図り、景観の維持保全を図ります。

芦川渓谷については、必要に応じて河道内樹木の伐採を行うなど、周辺も含めた良好な水辺景観の保全を図ります。

ニホンスズランの群生地などの貴重な植物の生育地やオオムラサキの生息地などの貴重な動物の生息空間については保全に努めます。



・谷筋からの山なみ



・芦川渓谷



・ニホンスズランの群生地

③ 山里の風景を構成する景観資源の保全

集落内に数多く分布する社寺、古道、道祖神や馬頭観音等の石造物、古木などの歴史的景観資源については資源の顕在化を図るとともに、保存に努めます。

石垣で造成された段々畑、川辺の水田や畑、高台に広がる畑など、特色ある田園景観を維持するため、遊休農地の有効利用をはじめ、地域農業の振興を図ります。また、景観に配慮した農業施設(倉庫、ビニールハウス等)の設置、農業廃棄物の適切な処置などを図ります。

集落の周辺を囲む里山についても、森林の適正管理、樹木の伐採などに対する一定の規制、適切な樹種転換、植樹、里山とのふれあいなどにより、景観の維持に努めます。



・道祖神と石灯籠



・石垣で造成された段々畑



・農地と里山の緑

基本の方針2 山里づくりの作法を受け継いだ魅力ある風景づくり

① 山里歩きを楽しめる回遊ルートづくり

前述した「(仮称) 笛吹市桃源郷と歴史を巡るフットパス・プロジェクト」のひとつとして、芦川地区を対象に以下のような取り組みを推進します。

■プロジェクトの概要

- 潜在的な景観資源の掘り起こしと資源の顕在化
- 芦川地区の見所をつなぐフットパスコースの選定と見所マップの作成
- フットパスコースの整備（東西往還、県道、芦川遊歩道など）
 - ・各集落地の出入り口の景観的演出
 - ・眺望場所、辻広場や駐車場、トイレ等の整備
 - ・統一感のある案内板・解説板等サインの設置
 - ・地域にふさわしい植樹・花植えなど
- 各種イベントの開催
 - ・既存の交流施設や農山村交流・活性化イベントの充実
(おごっそう家、てんころりん村・農啓庵など)
 - ・新たな交流イベントの開催
(芦川の魅力を発見するウォークラリー、お宅拝見・お庭拝見ツアー、縁側カフェめぐりなど)

② 自然景観や歴史文化的景観と調和する建築物等の適切な誘導

建築物や工作物等の新築・増改築にあたっては、形態・意匠、色彩、高さなどについて、地域景観に配慮したものとなるよう、景観形成基準等に従い適切な誘導を図ります。

開発行為、土石の採取、木竹の伐採等を行う場合においても、景観形成基準等に従い景観を損ねないよう配慮します。

公共施設の整備にあたっては、行政は良好な景観を形成する先導的な役割を担っていることを念頭に、公共施設のデザインガイドラインづくりを検討するとともに景観形成のモデルとなる整備を推進します。

屋外広告物等については、当面は山梨県屋外広告物条例に基づく指導の徹底や監視の強化に努め、地域景観を損ねる屋外広告物等については原則として制限します。将来的には、笛吹市屋外広告物条例の検討とあわせ、芦川地区景観形成重点地区の屋外広告物等についても市独自の制限を検討します。



・農産物直売所おごっそう家



・手打ちそば体験施設おてんぐさん

③ 先人たちが築いた山里の風景を継承する施設づくり

■ 治水・河川施設

芦川渓谷については、治山治水対策と併せて、周辺も含めた美しい景観を損なうことのないよう、多自然型川づくりなど、景観や生態系に配慮した河川整備を図ります。



・背景と調和した石垣の護岸



・石垣の護岸と溪流

■ 道路・広場等の造成や斜面対策施設

県道や林道などの道路、広場、治山治水施設、公共的建築物などの整備にあたっては、今後検討する「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」や「笛吹市サイン計画」に基づき、自然景観や歴史文化的景観に配慮したものとします。

特に、兜造りを中心とする民家群の家なみ、自然地形に即して配置された建造物、段状の石垣、ヒューマンスケールといった、芦川地区の景観を特色づけている特性を損なうことのないよう、先人たちが築き上げた山里づくりの作法を景観形成上も継承した施設づくりを図ります。



・共同の水場



・集落内の枝道



・石垣と段々畑



・2段状の石垣



・道路沿いの石垣



・生け垣のある民家



・城のような石垣の上に建つ民家



・兜造り民家の入口部の石垣

基本の方針3 暮らしの再生による元気な里づくり

景観形成を図るために、これを担う人づくりが不可欠であり、地域振興は景観形成の前提となるものです。芦川地区においては、平成19年度から21年度にかけて、総務省の「頑張る地方応援プログラム」の一環で、「芦川地域活性化プロジェクト^{*1}」を推進してきました。

今後もこうした国や県の支援制度等の活用を図りながら、次のような元気な里づくりを推進していきます。

① 地域農業の活性化

地域の暮らしを支える農業については、新規就農者の受け入れの充実、遊休農地の斡旋、高冷地野菜や特産物の販路の拡大、特産品の開発、地産地消の推進、農産物直売所の充実、里山ベンチャービジネスの導入、地域情報・観光PRの充実などにより地域農業の活性化を促進します。



・農産物直売所おごっそう家

② 農山村交流の推進

■ グリーンツーリズムの普及

芦川地区では、現在、NPO法人による「てんころりん村」のグリーンツーリズム活動や古民家を活用した「農啓庵」の農家体験事業が行われています。今後もこうした取り組みの促進により、豊かな自然と農業、歴史環境を活かしたグリーンツーリズム（空き家を活用した古民家宿泊、山里体験、田舎暮らしの普及、「まちの縁側」づくり（コミュニティ・交流の場、縁側喫茶、情報発信）など）の一層の普及を図ります。

■ エコミュージアムの促進

長期的には、芦川の地に蓄積された豊かな自然と特色ある歴史・生活文化そのものを資産として捉え、その資源を最大限に生かした「(仮称) 芦川エコミュージアム^{*2}」の促進を図ります。



・農山村交流活動の情報発信例



③ 定住の促進、住環境の充実

農山村交流等を通じて交流人口の増加を図るとともに、空き家や土地、遊休農地の斡旋など、移住や二地域居住等の受け入れ態勢の整備により、定住者の増加促進を図ります。

また、高齢者等に対する医療・福祉サービスなど、住環境の充実を図ります。

注) *1 「芦川地域活性化プロジェクト」の事業概要については、第2章-4-(2)-⑤主要なまちづくりプロジェクトを参照下さい。

*2 エコミュージアム (Ecomuseum) とは、エコロジー (生態学) とミュージアム (博物館) とをつなぎ合わせた造語で、ある一定の地域において、住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を、総体として永続的な (持続可能な) 方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方、またその実践のことをいいます。

(3) 芦川地区における行為の制限と景観形成基準

1) 芦川地区における行為制限の考え方

「景観形成重点地区」は、本市において特に良好な景観形成が望まれる地区であり、地区的特性や実情に応じて、よりきめ細かな届出対象行為と景観形成基準を定め、それに基づいて、景観をコントロールしていく地区として位置付けています。

芦川地区の集落地域周辺は、第4章で定めた「山麓・山間景観形成地域」に属していますが、「景観形成重点地区」については、特色ある美しい自然景観や歴史文化的景観と調和した良好な景観形成を推進していくため、市全体の基準とは別に、地区独自の届出対象行為と景観形成基準を上乗せするかたちで定めていきます。

■行為制限の考え方

- 芦川景観形成重点地区に関する行為の制限は、次に示す地区独自の行為の制限事項（届出対象行為と景観形成基準）によるものとします。
- 「伝統的建造物群保存地区」等を指定する場合においては、別途、法に基づく保存計画や景観保存基準などによるものとします。
- 重点地区的区域以外については、芦川地区が属する景観形成地域（山麓・山間景観形成地域または森林景観形成地域）の行為制限の基準によるものとします。

2) 届出対象行為

芦川地区の集落地域周辺については、山麓・山間景観形成地域の行為制限の基準が定められていますが、良好な景観形成を図るため、次のように一部制限の強化を図ります。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 7m 又は行為部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 7m 又は床面積の合計が 100 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 1.5m を超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15m を超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 5m を超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 5m 又は築造面積 10 m ² を超えるもの
開発等の行為	土地の形質の変更	行為面積 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 1.5m 又は面積 100 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした樹高 10m を超えるもの又は伐採面積 300 m ² を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出が不要な行為は、第4章-2-(2) 山麓・山間景観形成地域に示す【届出が不要な行為】と同様です。

3) 景観形成基準（特に配慮すべき事項）

「景観形成重点地区」の区域内においては、特に以下の点を第4章-2-(2)で示した山麓・山間景観形成地域の景観形成基準に加えることとします。

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
え観建又を築は変物色更の彩する新のる建築、二更と増と築、なる改修築若若しくくはは移模転様替外	配置	1. 自然の地形に沿った配置とし、現在の集落地の家なみの連続性に配慮する。 2. 東西往還沿いの家なみなど、シーカエンスに配慮した配置とする。
外観	規模	1. 建築物等の高さは10m以下とする。 2. 集落地の家なみや周辺の農山村景観から著しく突出した印象を与えない規模とし、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
	形態意匠	1. 集落地の家なみとの連続性に配慮するとともに、周辺の農山村景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2. 古民家等歴史的建造物と隣接または近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。
	色彩等	1. 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ目立たない色彩を基調とし、集落地の家並みや農山村景観と調和した色調とする。
	材料	1. 外壁、屋根及び外構には、集落地の家並みや周辺の農山村景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。
屋外照明 緑化 屋外駐車場		(「山麓・山間景観形成地域」の景観形成基準と同じ)

② 工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
し転工くは外物模観の様を新替建築、え更する増築は色彩のと建築変な若更る修く繕は若移	垣、さく、塀の類	1. 周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2. 高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1. 鉄塔、アンテナの類は、原則として設置は避ける。ただし、市長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。 2. 電柱・電話柱については、できるだけ目立たないよう位置、色彩等に配慮すること。
	煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	1. 工作物の高さは10m以下とする。ただし、市長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	

③ 開発行為等

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1. 既存の石垣（遺構）は、保存に努めるものとする。 2. 造成上擁壁が必要な場合には、地区の大きな特色である石垣景観を損なわないよう、できるだけ周辺と同様の雑割石または野面石を表面に用いたものとする。また、擁壁は段状に設けることとし、1段の高さは3m以下に抑えるなど圧迫感の軽減と地域景観になじませるよう努める。 3. 農山村景観の重要な構成要素となっている農地や里山の土地の形質の変更は最小限に抑えるものとし、また、水路、旧道、石垣などの土地の形質の変更は原則として避ける。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	(「山麓・山間景観形成地域」の景観形成基準と同じ)
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	(「山麓・山間景観形成地域」の景観形成基準と同じ)
木竹の伐採	(「山麓・山間景観形成地域」の景観形成基準と同じ)

(4) 景観形成の推進に向けて

美しい自然景観と先人が築いてきた独自の歴史文化的景観が一体となった芦川地区ならではの農山村景観の維持保全と魅力の向上を図るため、次のような取り組みを推進します。

1) 景観重要建造物および景観重要樹木の指定

芦川地区のシンボルとなっており、歴史的にも景観的にも価値の高い次のような建造物や樹木について、景観法に基づく「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定を検討し、これらの保存と周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「笛吹市景観審議会」の意見を聴くものとします。

■景観重要建造物の指定対象(案)

<景観重要建造物>

- 兜造り民家群
- 斜面地に築造された石垣（石垣遺構）
- 主要な社寺（集落の氏神である上芦川諏訪神社、中芦川白髭神社、鶯宿諏訪神社など）

<景観重要樹木>

- 社寺林、古木、大木、歴史文化的資源と一体的な景観を形成している樹木、立派な庭木や生垣など

2) 景観重要公共施設の指定

■ 指定に関する考え方

芦川地区の景観形成上、特に重要と考えられる次の公共施設については、景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定を検討し、景観に配慮した施設整備や良好な景観形成を推進します。

これらの指定にあたっては、公共施設管理者と協議・同意を図るとともに、「笛吹市景観審議会」の意見を聴くものとします。

■景観重要公共施設(案)

<景観重要道路>

- 主要地方道笛吹市川三郷線
- 県道富士河口湖芦川線
- 東西往還（上の道、市川道）

<景観重要河川>

- 芦川

■ 整備方針の考え方

景観重要公共施設については、「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」や「笛吹市サイン計画」等に基づき、次のような整備を促進します。

■整備方針の考え方(案)

<景観重要道路>

- ・自然景観や歴史文化的景観に配慮した道路整備（ガードレール等の交通安全施設、歩道舗装、擁壁・水路等の構造物、法面や斜面対策施設、街灯など）
- ・沿道の余剰地を活かした特色ある花植え
- ・景観に配慮した統一感のある公共サインの設置
- ・屋外広告物や標識等の適切な規制・誘導

<景観重要河川>

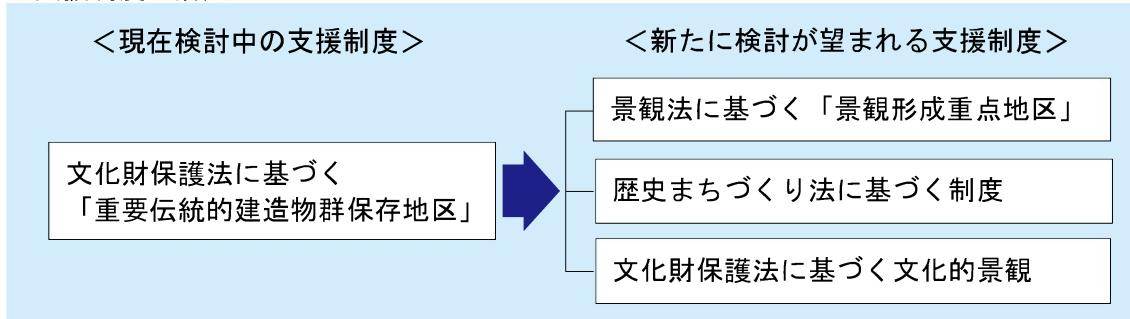
- ・多自然型の川づくり（親水空間、渓流環境の維持、河道内樹木の整理など）
- ・景観に配慮した川づくり（景観や生態系に配慮した護岸や河川施設の整備など）
- ・景観に配慮した橋の整備（地域景観になじむ橋の形態や意匠・色彩など）

3) 歴史文化的景観の保存に関する既存制度の活用

現在、笛吹市では古民家群の保存を図るため、「伝統的建造物群保存地区^{*}」の指定に向けて検討を進めていますが、この制度はあくまでも伝統的な建造物群の保存を目的とした制度です。

芦川地区の良好な農山村景観を維持・保全していくためには、これに加えて景観形成の観点から以下に示すような支援制度を活用していく必要があります。どの制度を活用するか、あるいは組み合わせるかについて、地域住民の合意を図りながら検討していきます。

■ 支援制度の活用イメージ



① 「重要伝統的建造物群保存地区」の選定に向けて

現在、笛吹市では、平成19年度に大学調査チームが実施した「笛吹市芦川町伝統的建造物群保存対策調査」結果を踏まえ、各集落に分布する歴史的価値の高い兜造りの古民家群や石垣（石垣遺構）を対象に「伝統的建造物群保存地区」の指定に向けた取り組みを進めています。

指定に際しては、権利者の合意が必要であるため、今後は、地域住民とともに保存に向けた具体的な取り組みを推進します。

さらに、笛吹市が「伝統的建造物群保存地区」を指定した後は、国による「重要伝統的建造物群保存地区」の選定に向けた取り組みを推進します。

また、特に歴史的価値の高い古民家については、国の重要文化財の指定を目指し、文化財として歴史的財産の厳格な保全を図ります。

■ 農山村集落における伝建地区の類似例－京都府南丹市美山町北援制度の活用イメージ

京都府北部の丹波高地を流れる由良川の北側河岸段丘地に形成された山村集落で、今では珍しくなった茅葺き屋根の家屋が数多く残っており、石垣や茅葺き屋根の古民家、周囲の里山が特徴的な農山村景観を織りなしています。

平成5年12月に「伝統的建造物群保存地区」（面積127.5ha）に指定され、家を売らない、店舗を造らないなどの地区内部の取り決めによって良好な歴史的景観が維持されています。



・集落地の家なみ



・茅葺き屋根の古民家群

注) * 「伝統的建造物群保存地区」とは、文化財保護法に基づき、市町村が、周囲環境と一体的に歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値が高いとされる地区を都市計画または条例で定めた地区をいいます。国はその中から価値の高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や必要な指導・助言を行っています。

② その他の支援制度の活用検討

伝統的建造物だけでなく、周辺の自然景観や歴史文化的景観の維持・保全、整備に関わる以下のような支援制度の活用を検討します。

■ 景観法に基づく景観形成重点地区

本項で示した景観形成重点地区に関する一定の景観形成の方向を踏まえ、景観条例に基づく「景観形成重点地区」の指定を行うとともに、地域住民との協議による景観まちづくり計画の作成、景観形成基準に基づく行為の制限などにより、芦川地区の特色ある良好な景観形成の推進を図ります。

■ 歴史まちづくり法に基づく制度

歴史まちづくり法^{*1}に基づく制度は、文化財の保存だけではなく、周辺も含めた歴史的環境を維持・向上することを目的とした制度で、市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的景観を一体的に捉えて維持・向上を図ることができます。芦川地区においては景観形成重点地区の範囲を対象に活用することが考えられます。

■ 文化財保護法に基づく文化的景観制度

文化的景観^{*2}とは、前述したように文化財保護法に基づき、棚田や里山などのように、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地を保護するために制定された制度で、市町村が条例を制定し、これに基づいて文化的景観を守るために支援を行なうことができます。また、国により重要文化的景観に選定されれば、様々な国の支援が受けられます。芦川地区においては景観形成重点地区の範囲を対象に活用することが考えられます。

4) 住民参加による取り組みの推進

第6章-3では、芦川地区の景観形成重点地区に関する景観形成の方向性を検討しましたが、今後、その実現に向けては住民の創意を反映した重点地区の景観まちづくり計画を作成していくことが必要です。

そのため、当面は次のような取り組みを推進します。

■ 当面想定される取り組み

- 「(仮称) 芦川地区景観まちづくり懇談会」の設置
- 景観まちづくりの検討と景観まちづくり計画の作成
 - ・景観形成重点地区の区域
 - ・景観形成方針
 - ・行為の制限に関する事項、地区独自のルールなど
- 実現方策の検討
 - ・地域活性化に向けた取り組み
(農業活性化、グリーンツリースム・エコミュージアムの促進など)
 - ・伝統的建造物群保存地区の指定に向けた取り組み
 - ・歴史まちづくり法に基づく制度や文化的景観制度の活用検討など

注) *1 歴史まちづくり法の概要については、第5章-5-(3)歴史的景観の保全・創出に向けてを参照下さい。

*2 文化的景観の概要と選定の流れは、第5章-5-(2)文化的景観の保全・創出に向けてを参照下さい。